

就労支援事業所 らいとあっぷ 行動計画

従業員が仕事と子育てを両立させることができ、従業員全員が働きやすい環境を作ることによって、すべての従業員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和 5年 1月 1日～ 令和 9年12月31日までの 5年間
2. 内容

目標1：育休取得予定者に「育休復帰支援プラン」を策定し、円滑な育休取得・職場復帰をサポートする。

<対策>

- 令和5年 1月～ 全従業員に対し、「育休復帰支援プラン」や両立支援制度、育児休業給付、休業中の社会保険料免除などについて周知する
- 令和5年 5月～ 育休取得予定者に「育休復帰支援プラン」策定開始

目標2：令和 6年 3月までに、所定外労働を削減するため、ノー残業デーを設定、実施する。

<対策>

- 令和5年 1月～ 所定外労働の現状を把握
- 令和5年11月～ 各事業所で問題点の検討開始
- 令和6年 1月～ ノー残業デーの実施
社内報などによる従業員への周知

目標3：年次有給休暇の取得日数を1人当たり平均年間6日以上とする。

<対策>

- 令和5年 4月～ 年次有給休暇の取得状況を把握する
- 令和6年 3月～ 各事業所において年次有給休暇の取得計画を策定する
- 同年 4月～ 社内報などでキャンペーンを行う